

こころらぼ NAGOYA 16号

今号の内容

- ♡ 精神保健福祉法改正の概要について…… 2
- ♡ 精神保健福祉法改正後の現場で医療機関の精神保健福祉士が感じたこと …… 3
- ♡ リワーク支援プログラムを実施して…… 4～5
- ♡ ひきこもり地域支援センター開設3年目を迎えて …… 6
- ♡ 名古屋市のバレーボール競技事情について …… 7
- ★ リレーでつなごう！地域の支援機関〈第6回〉 …… 8

精神保健福祉法改正の概要について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の一部を改正する法律は、平成25年6月13日に成立し、同年6月19日に公布され、平成26年4月1日に施行（一部平成28年4月1日施行）されました。改正の概要は、以下の図のとおりです。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

（平成26年4月1日施行）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

概 要

（1）精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定める。

*平成26年3月7日厚生労働省告示「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」

（2）保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

（3）医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。

該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

・退院後生活環境相談員（精神保健福祉士等）の設置

医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じる。

・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）の紹介

医療保護入院者又はその家族等から求めがあった場合や地域移行促進のために必要があると認められる場合に、地域援助事業者を紹介するように努める。

・医療保護入院者退院支援委員会の開催

を義務付ける。

（4）精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

※（4）①は平成28年4月1日施行

図中（1）精神障害者の医療の提供を確保するための指針については、平成25年7月26日に、医療の提供を確保するための指針等に関する検討会が開始され、同年12月18日にとりまとめ、平成26年3月7日に厚生労働大臣告示として公表されています。

なお、施行後3年を目途として、施行の状況や精神保健福祉を取り巻く環境の変化を勘案しながら、見直しの検討が加えられることになっています。



守山荘病院デイケア 相馬和子さん



守山荘病院デイケア 種村俊明さん

精神保健福祉法改正後の現場で 医療機関の精神保健福祉士が感じたこと

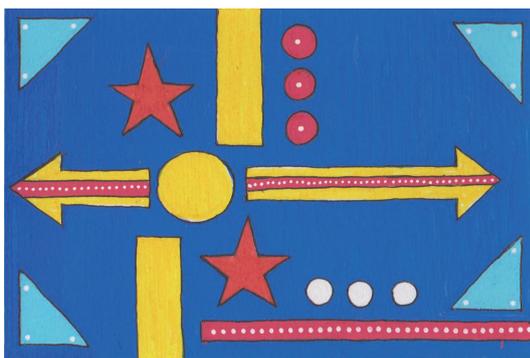
愛知県精神保健福祉士協会事務局次長
医療法人八誠会 守山荘病院
精神保健福祉課 田野 慶太

精神科の医療機関にとって、精神保健福祉法はとても大切な法律です。それは精神科で治療を受けている当事者の方々や、ご家族の人権に直結する内容を含んでいるからです。この法律は名前を変えながら、何度も改正を重ねてきました。その背景となったのは実際におきた事件だったり、社会情勢や障害者施策の変化だったりしたのですが、平成26年4月にも、前頁のとおり、大きな改正が行われました。正直、医療機関の私達は不安でいっぱいでした。特に医療保護入院の入院方法や支援の進め方は大きく変わるようにみえました。改正から9カ月が経過し、少しだけ整理がつけられる状況になったかと思いません。

医療保護入院は精神保健指定医が診察し入院治療が必要と判断したが、本人が入院に同意しない時に、家族の同意で入院を行う制度です。改正前は同意をする家族に、「保護者」として治療に関する複数の義務規定がありました。今回、退院請求の権利を残して義務規定が撤廃され、「保護者制度」はなくなりました。家族は法律上、治療に対して何の義務も負わなくなりましたが、同意をしたほとんどのご家族は「家族」として本人と関わりを持って下さっていますし、医療機関も治療上必要な協力を求めています。続柄の優先順位がなくなったことで、最も関わりのあるご家族に同意が得られやすくなったこと、家族間で意見が分かれた時に意見のすり合わせが必要なことという変化はありましたが、医療保護入院の同意に関して私自身は大きな変化の実感はありません。ただ、家族全員が関わりを拒否している（同意も反対もしない）と、措置入院は別として、入院自体ができなくなったということは課題として今後更なる検討が必要だと思えます。

また、医療保護入院の方には必ず退院後生活環境相談員が支援を行うことになりました。退院後生活環境相談員の役割が、これまで医療機関の中で精神保健福祉士が担ってきた役割と大きく重なっていますので、退院後生活環境相談員の多くは精神保健福祉士が選任されていることと思います。私自身も退院後生活環境相談員として20名ほどの方を支援しています。基本的には従来の「ワーカーさん」として行ってきたことと変わりありません。しかし、入院の早期から支援を開始できること、当事者の希望や思いを発言する場を作りやすくなったこと、地域の支援者の助けが借りやすくなったことはより良い支援に結びつけられる可能性を含んでいると思います。入院時に貰った退院後生活環境相談員の案内紙をずっと大事に保管している方がいます。退院支援委員会では、本人の言葉に家族・治療者・支援者が一緒になって耳を傾け、より良い方法を考える場面があります。ある方は、入院中から地域の支援者が何度も来てくれて、社会資源の見学や地域生活を一緒に考えてくれました。そんな場面をひとつでも多く増やすことが退院後生活環境相談員には求められているのだと思います。また、本人を中心とした支援の輪を広げていくことこそがご家族の負担を軽くする方法なのだと感じています。

制度は当事者のために変化しなくては意味がありません。今回の改正もその一つの機会として支援者は考えなくてはならないと思いますし、より良い仕組みになるよう現場から声を上げていく必要もあります。愛知県精神保健福祉士協会でも今後、様々な研修や企画を通して法改正や当事者・家族支援について考えていきます。ホームページなどでご確認いただければ幸いです。



守山荘病院デイケア 渡辺豊さん



守山荘病院デイケア 有希さん

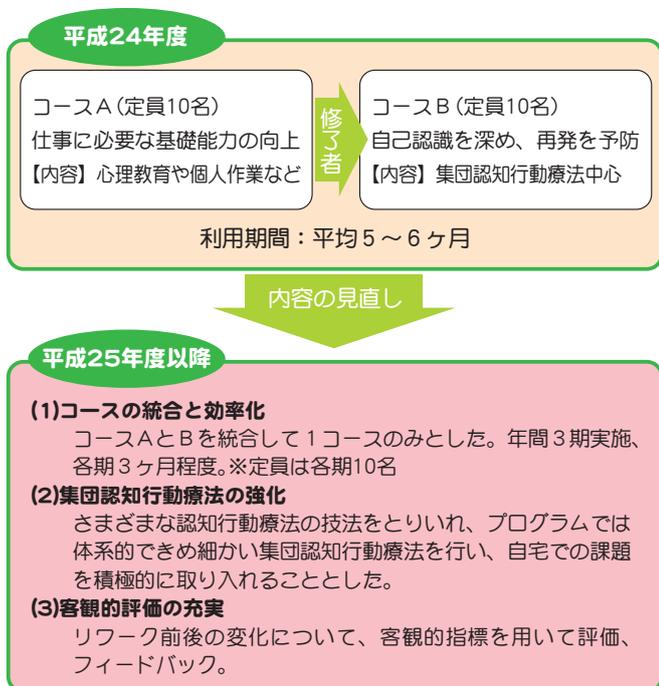
リワーク支援プログラムを実施して

◆リワーク支援プログラムとは？

皆さんは「リワーク支援プログラム」という言葉を聞いたことがありますか？「リワーク」とは、「return to work（リターン トゥ ワーク）」の略語で、一般的には、うつ病等で休職・離職している方を対象にした復職・再就職への準備性を高めるプログラムをさす言葉です。主に、疾患の理解と再発の予防を目的として行われています。

当センターでは、平成24年度から通院集団精神療法として、このリワーク支援プログラムを実施しています。開始当初は、仕事に必要とされる基礎能力の向上を目的としたコースAと、集団認知行動療法を中心としたコースB（コースAの修了者が対象）に分けて実施していました。しかし、課題として、①コースAが随時参加可能で、利用者により進度に大きく差がみられたこと、②集団認知行動療法を含んだコースBの受講希望者が多かったこと、③リワーク前後の変化を客観的指標を用いてフィードバックすること等があり、平成25年度に一部内容の見直しを行いました（図1）。

【図1】平成25年度の変更点について

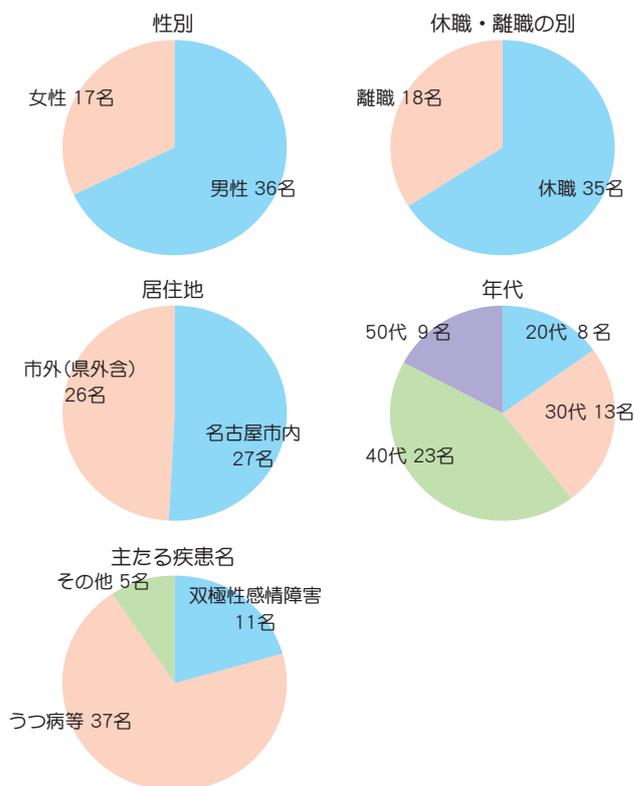


◆利用者の概要について（平成25～26年度）

プログラムの見直しに伴い、生活リズムが安定していることを確認した上で利用開始とするため、申込書類に「活動記録表」を追加し、利用条件を明確化しました。平成25年度以降、延53名の方が利用されています。利用者の概要については、以下のと

おりです（図2）。主たる疾患名はうつ病等が全体の7割にのぼり、併存疾患として発達障害やパニック障害、社交不安障害等が考えられる利用者もいました。また、約半数が名古屋市外（県外を含む）から参加されているという結果になりました。

【図2】利用者の概要



◆プログラムについて

プログラムは心理教育、アサーション、行動活性化、認知再構成、問題解決技法、ソーシャルスキルトレーニング(SST)、マインドフルネス瞑想など、集団認知行動療法をベースとして、さまざまな内容で構成しています。また、「うつ病」などの一般的な診断名でなく、自分らしい病名をつけることで自分の性格や考え方の特徴を知る「オリジナル病名」や、リワークで学んだことや感じたことを川柳で振り返る「こころぼ川柳」など、当センター独自のプログラムも実施しています。

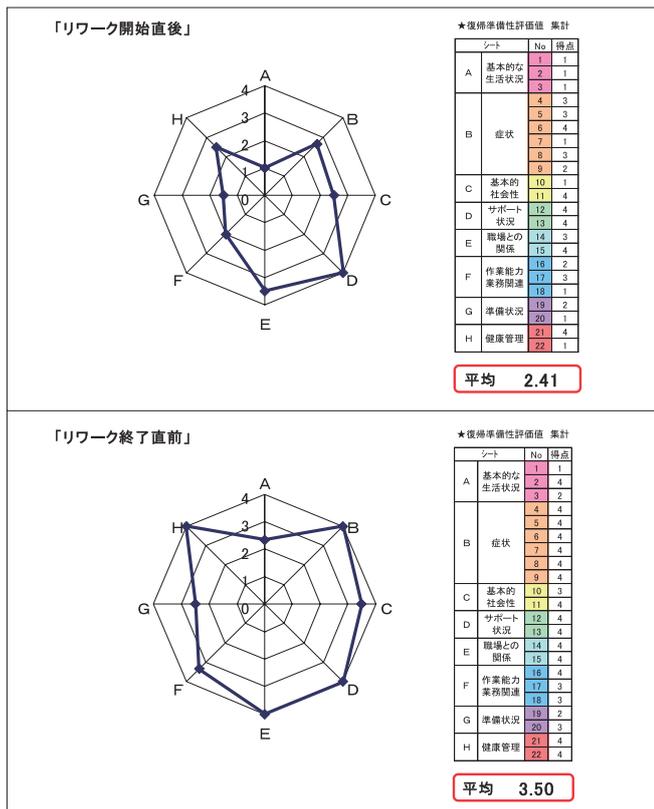
【表1】プログラムの例

| | |
|--------|--|
| 認知再構成 | 物事のとらえ方（認知）や行動に働きかけることにより気分の改善をはかります |
| 心理教育 | 疾患に関する講義やレポート作成を通して、自分自身の疾患への理解を深め、症状のコントロールや安定して働くために必要なこと等について考えます |
| アサーション | 自分自身の気持ちを率直に表現する方法等について練習します |
| SST | 人に何かを頼む、断る、交渉するなどの対人関係スキルについて、ロールプレイを通して身に付けていきます |

◆リワーク支援プログラムの効果

「うつ病リワーク研究会」の職場復帰準備性評価シートを参考に、リワーク開始直後と終了直前に職業準備性を評価しています(図3)。これは精神症状の他に、基本的な生活状況や作業ストレスへの耐性、再発を防ぐ為の心構え等を4段階で評価するもので、評価値が4.0に近づくほど復職への準備が整っている状態といえます。一般的な目安として、平均2.0以上で「リワーク開始」、2.5以上で「復職検討」、3.0以上で「復職可能」と評価しています。

【図3】職業準備性評価シート(例)



その他、うつ症状の評価として、ハミルトンうつ病評価尺度(HAM-D)、ベック抑うつ質問票(BDI-II)、Social Adaptation Self-evaluation Scale(SASS)日本語版、また脳機能の測定としてウイスコンシン・カード・ソーティング・テスト(WCST)を用いるなど、いろいろな角度からその時の状態について評価をしています(表2)。リワーク開始直後と終了直前を比較すると、多くの利用者でうつ症状が改善する等、リワーク支援プログラムの効果が認められています。

これらの検査に加え、参加時の様子や今後の課題などを含めて、最終日に「評価シート」として利用者の方にお渡ししています。このように「見える」形でフィードバックすることで、利用者自身も他者からの評価をふまえて、プログラム全体を振り返ることができます。また主治医や職場の上司、産業保健スタッフ等と復職等について話し合う際の客観的

な資料の1つになるとともに、復職・再就職した後も定期的に読み返すことで、自身の課題や特徴などを振り返ることができ、再発予防の方法としても活用できます。

【表2】実施している心理検査等

| | |
|--------|---|
| HAM-D | うつ病の重症度について面接により評価する検査 |
| BDI-II | 抑うつ度を測る自記式の自己評価尺度 |
| SASS | 社会適応の側面を考慮したうつ病の自記式の評価尺度 |
| WCST | 注意力や記憶力などの前頭葉機能を測定する検査 ※前頭葉は遂行機能(目標を設定し、計画を立て、効果的に行動を行う機能)などを司る。 |

◆プログラム修了者のフォローアップについて

当センターは修了基準を出席率8割以上としており、利用者の約93%が修了しています。また、修了者の復職・再就職状況を把握するため、6ヶ月経過時点でアンケート調査を実施しています。既に調査が終了している平成25年度(修了者25名:回収率70%)は、リワーク開始時点での休職者の復職率は86%でした。離職者の再就職はありませんでしたが、職業訓練校や他のリワーク施設へ通所を開始した方もあり、当センターのリワーク支援プログラムの受講がその後の活動のきっかけになったとの回答もありました。

また、修了者のフォローアップとして、昨年度から年1回OB・OG会を開催しています。そこでは、「今困っている事」「みんなに聞いてみたい事」などをテーマにミーティングを行います。職場ではなかなか相談できないことも、リワークに参加した仲間同士であれば安心して話すことができ、リワークで学んだことを思い出すきっかけにもなっているようです。

◆まとめと平成27年度の実施予定等

当センターでは平成27年度も、おおむね前年度と同様の形式でリワーク支援プログラムを実施する予定です。詳しくは各医療機関等に配布したポスター・リーフレットや、市公式ホームページをご確認ください。

また、当センター以外にも様々な機関がリワーク支援プログラムを実施しています。精神科医療機関でデイケア等の形態で実施されていることが多いですが、障害者職業センターなどの公的機関や、就労移行支援等の障害福祉サービスの1つとして実施しているところもあります。また、全国のリワーク支援を行う医療機関で構成された「うつ病リワーク研究会」のホームページでは、同研究会に参加している機関の一覧を見ることもできますので参考にしてください。

ひきこもり地域支援センター 開設3年目を迎えて

名古屋市は市内在住のひきこもりのご本人やご家族等を対象とした相談を行う専門機関として、平成24年5月にひきこもり地域支援センターを開設し、今年度で3年目を迎えました。センター開設当初から多くのご相談を受け、また、関係機関・団体との連携等にも力を入れています。

現在センターで行っている主な事業としては、以下の通りになります。

主な事業内容

- 個別相談** - 面接相談（初回相談、継続相談、特定相談）
- 家族支援** - ひきこもりを考える家族のつどいの開催
- 関係機関への支援** - ひきこもり支援セミナー・ひきこもり支援関係団体連絡会議・懇談会
- 普及啓発** - 名古屋ひきこもり支援ガイドマップ・各種リーフレット等の作成

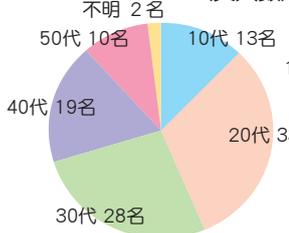
個別相談

ひきこもりとは、原則として、様々な要因の結果として概ね6ヶ月以上家庭にとどまり続けている状態を言います。ひきこもりの問題は様々で、一人一人の状態に合わせた対応を考えていく必要があります。そのため、当センターでは、まず専門の相談員が電話で状況をお伺いしてから、予約制の面接相談を行っています。ひきこもりのご本人が直接訪れる場合もありますが、ご家族が相談に訪れることから支援が始まることが多いです。平成25年度の相談実績は以下のとおりです（表1・図1～2）

【表1】面接相談件数（対象者別）

| | 実人数 | 延人数 |
|----|-----|-----|
| 男 | 75 | 146 |
| 女 | 20 | 28 |
| 合計 | 95 | 174 |

【図1】対象者の年齢構成（実人数）



【図2】ひきこもり期間（実人数）



ひきこもりを考える家族のつどい

家族のつどいには、毎回20名以上のご家族が参加されています。今年度は「本人との関わり方のコツ」や「精神科の医療について」「家族からのメッセージ」などのテーマについての講義や体験談を聞く機会を設けたほか、家族同士で今困っていること等を自由に話していただく交流会などを実施しています。

ひきこもり支援セミナー（支援者向研修）

今年度は、「発達障害を背景とするひきこもりケースの理解とアセスメントについて」をテーマとして、大正大学の近藤直司先生をお招きしました。近藤先生から「支援者は、発達障害という診断名よりも、『新しいことを始めることが苦手な人たち』という理解を持ち、ご本人の特徴を掴みながら、信頼関係を築いていくことが重要です」とのお話がありました。2日間のセミナーには延べ100名を超える方が参加し、テーマへの関心の高さがうかがわれました。

まとめ

ひきこもりとは様々な要因が重なって、社会とつながることが困難になっている状態です。ひきこもりの問題を抱えていると、家族はどうしても世間の目などを気にするあまり、隠してしまいがちになります。ただ、そのように家族だけで抱え込んでしまうと、家族も本人も社会から孤立してしまい、結果として問題が長期化してしまう可能性があります。ひきこもり問題で悩んだときは、1人で抱え込まず、当センターや、お近くの相談機関をご活用ください。



守山荘病院デイケア Sさん

名古屋市のバレーボール競技事情について ～「なごや精神障がい者バレーボールを広める会」の活動紹介～

なごや精神障がい者バレーボールを広める会
代表 新井 康弘（精神保健福祉士）

昨年11月2日、長崎県で開催された全国障害者スポーツ大会バレーボール競技で初めて出場した名古屋市代表チーム（八事病院レッドアスリートヤゴト）が見事に3位という成績を収め、名古屋市の競技レベルがいよいよ全国のトップレベルの仲間入りを果たした記念すべき1日となりました。

ここに至るまでには、下記で述べる「なごや精神障がい者バレーボールを広める会」（以下「広める会」）の活動の中で仲間同士が切磋琢磨しあうことで、そして地域を含めて皆で一体となってやってきたからこそ実現できたように思います。

その6年前は市内にはまだバレーボールは普及しておらず、チーム数も4つ程度しかなく、大会も愛知県との共催で実施していました。2008年に第5回愛知県大会を名古屋市で実施することとなり、当時の市内の精神障害者地域生活支援センターが中心に「広める会」（現在の参加数：26機関）を結成し、大会に向けて準備を進めました。これは支援センターが中心となり楽しみとしての精神障がい者のスポーツや文化活動を創出し、関係機関とのつながりづくり、当事者の仲間づくり、支援者づくりといった地域づくりを目指していくことを目指すものでした。バレーそのものやスポーツ大会運営のノウハウをほとんど知らない中での開催でしたが、名古屋市は一気に14チーム（県と合わせて28チーム）が参加しました。入場行進を取り入れたこだわりの開会式はいまだに強く印象に残っています。

その大会をきっかけに、現在の名古屋のバレーボールを指導していただいている吉田和夫さん（現：日本ソフトバレーボール連盟副理事長）と出会い、活動がさらに本格化することになります。それからの5年は毎月の合同練習会（昼間・夜間）、講習会やフレンドリーマッチを毎年開催することで、確実に競技レベルが向上していきました。こうした中、

愛知県との共催は難しくなり、2012年から名古屋市単独開催、そして身体・知的障がいを併せた3障害合同の名古屋市障害者スポーツ大会（主管：名古屋市障害者リハビリテーション事業団）と発展してきました。

今では練習会で出会った仲間たちが所属の医療や福祉の機関を越えた形で自主的なチームを組織化（クラブチーム）するに至るまでになっています。今年の名古屋市大会は、見事にそのクラブチーム（名古屋サーティーン）が優勝するまでになってきています。そして、競技レベルが上がったことで他県とのつながり（遠征試合）も一層深くなり、さらには一般のバレーボール愛好チームとの交流なども行われるようになっていきます。また競技レベルがあがっても、これまで一緒にやってきたことで、皆の仲間意識が強く、自分達がリーダー的な役割を担いながら、初心者を支えるような雰囲気は自然と出来上がっています。こうしたメンバーは活動的で、市の学童のトワイライトスクールでのバレーボール教室の巡回指導と一緒に手伝いに回るといった社会貢献をしたり、バレーボール以外にも音楽やアート等と一緒に活動したりなど様々な形で幅を広げています。こうした仲間づくりや地域づくりと一体となった広める会の活動は全国を見ても類がない活動となっています。

この活動に携わる中で、今の当事者がリードする時代の幕明けを肌でひしひしと感じるとともに、これからの活動の発展にわくわくしています。

※バレーボールに関心のある方はどうぞ

「なごや精神障がい者バレーボールを広める会」事務局までご連絡下さい。

（連絡先：052-910-8077 事務局

こころとくらしのサポートセンターなないろ）



全国障害者スポーツ大会 名古屋市対横浜市



地域の方々との交流



はたらく工房 (就労継続支援B型)

「はたらく工房」は平成24年2月1日より開所した、就労継続支援B型事業所になります。

「はたらく工房」では、楽しく働くをモットーに「はた(傍)らく(楽)」という、自分だけでなく、自分の周囲も楽しくしていくことを目標に、日々生産活動に勤しんでいます。

作業は弁当作り、内職、自主製品作り、清掃、デザイン作成・印刷業務などを主に行っています。

自主製品は羊毛ストラップ・アクリルタワシを作成しており、地域のお祭りやイベントに参加させて頂き、メンバーさんと一緒に販売をしています。

また、就労に関して、次のステップを目指す方には、他機関と連携をしながら就労支援を行っています。働くという事は、地域で生活する一員として、社会での役割を担うことになると考えています。

「はたらく工房」をステップアップのための場として活用して頂き、目標を叶える助けとなれば幸いです。



チラシデザイン (例)



弁当



羊毛フェルト・アクリルタワシ

【はたらく工房】

法人名：株式会社 未来福祉
 住 所：愛知県名古屋市緑区鳴海町字丹下 35-1
 T E L：052-899-3442
 F A X：052-899-3443
 開所日：月～金
 利用時間：9時～16時
 (利用時間は、本人の目標に合わせて相談に乗らせて頂きます。短時間からの利用も可能です。)

★次回は「どりっぶ」さんです。

名古屋市精神保健福祉センター ころらぼ

Nagoya City Mental health & Welfare Center KOKORABO

名古屋市精神保健福祉センターは、精神保健福祉活動の中心的な施設としてさまざまな事業を行っています。

精神保健福祉相談 (予約制)

思春期の精神保健相談、薬物リハビリテーション相談、自死遺族相談、その他の精神保健福祉相談を行っています。

普及啓発

心の健康や精神障害に関する正しい知識の普及を図るために、講演会の開催やパンフレットの発行を行っています。

組織育成

精神障害者家族会や精神保健福祉に関するボランティア団体等の活動を支援しています。

リワーク支援プログラム

うつ状態で離職(休職)中の方が復職・再就職を目指すプログラムを行っています。

調査研究・企画立案

精神保健福祉行政の推進を図るため、調査研究や情報収集を行い、施策の企画立案を行っています。

人材育成・技術援助

保健所、社会復帰施設等の関係機関の職員を対象に、精神保健福祉活動についての専門的な教育研修、技術援助を行っています。

精神医療審査会の事務

精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護のための専門的・独立的な機関である精神医療審査会の事務を行っています。

自立支援医療(精神通院)等判定

自立支援医療(精神通院)・精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行っています。

名古屋市ひきこもり地域支援センター tel.052-483-2077

名古屋市精神保健福祉センター通信 ころらぼNAGOYA 16号

発行日 2015年3月
 発行 名古屋市
 発行部数 3,100部
 編集担当 名古屋市精神保健福祉センター ころらぼ
 〒453-0024 名古屋市中村区名染町4丁目7番地の18
 tel.052-483-2095 fax.052-483-2029
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-5-3-0-0-0-0-0-0-0.html>